

資料2

第16回 食品表示連絡会議

食品表示制度をめぐる情勢

消費者庁

令和5年10月26日

1. 今後の食品表示が目指していく方向性について

今後の食品表示が目指していく方向性について

- 消費者基本計画等を踏まえ、分かりやすく、国際整合性も踏まえた食品表示の在り方について、食品表示懇談会において検討。
- 食品表示懇談会では、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような食品表示制度の大枠の議論を進める。（令和5年10月13日：第1回開催）

食品表示制度見直しに関する提言

- ・ **消費者基本計画**（令和2年3月31日閣議決定、令和3年6月15日改定）（抄）

「消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするため、食品表示の全体像に関する報告書（2019年8月消費者委員会食品表示部会）を踏まえ、消費者の表示の利活用の実態等の現状把握を行うことを目的とした調査等を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。」

- ・ **農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**（令和4年12月5日改訂）（抄）

「食料供給のグローバル化に対応し、①我が国の農林水産物及び加工食品の輸出促進と②国内で販売される輸入食品も含めた食料消費の合理的な選択の双方に資するため、現行の食品表示制度を国際基準（コーデックス規格）との整合性の観点も踏まえ見直す。」

- ・ **消費者基本計画工程表**（令和5年6月13日 消費者政策会議決定）（抄）

「食料供給のグローバル化の進展を踏まえ、合理的かつシンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方について、国際基準（コーデックス規格）との整合性も踏まえながら、有識者からなる懇談会において順次議論していく。」

- ・ **経済財政運営と改革の基本方針2023**（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

「こども用製品等の事故防止、消費生活相談のサービス向上への体制再構築、食品衛生基準行政の機能強化、悪質商法被害防止のための消費者教育、食品表示基準の国際基準への整合化を推進するとともに、食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを年末までに策定する。」

食品表示懇談会での議論

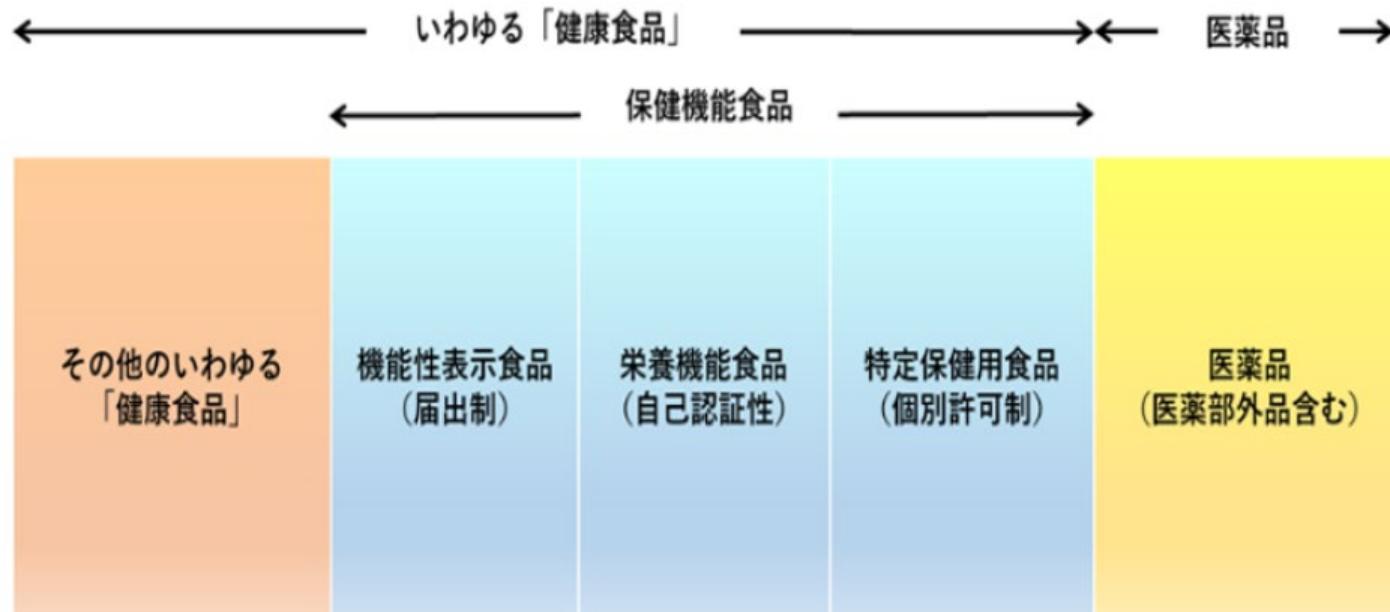
- ・ コーデックス委員会の食品表示部会において、「技術革新を利用した食品情報の提供に関するガイドライン案」の策定に向け、容器包装の義務的表示事項のうち、健康や安全性に関する食品情報以外の情報についてはデジタルツールの活用により代替できることとする方向で国際ルールづくりの議論が進んでいる。

・ その国際的な議論に我が国としても能動的に対応していくためにも、デジタル社会の到来を視野に入れつつ、令和6年度に食品衛生基準行政が消費者庁に移管されることも踏まえ、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような食品表示制度の大枠の議論を現在開催中の食品表示懇談会で議論している。（令和5年度末をめどにとりまとめを行う。）

2. 機能性表示食品に対する景品表示法に基づく 措置命令と食品表示法の対応について

いわゆる「健康食品」と「保健機能食品」の関係

いわゆる「健康食品」と呼ばれるものについては法律上の定義がないが、医薬品以外で経口的に摂取される「健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品」のことをいう。「保健機能食品」である特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品も、この広義の「健康食品」に含まれる。



(図：厚生労働省ウェブサイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/hokenkinou/index.html) より)

「保健機能食品」とは

- 「保健機能食品」は、国の制度に則って食品に機能性を表示することができる食品であり、国が定めた機能に関する表示(栄養機能食品)や、国の許可(特定保健用食品)又は事業者の責任(機能性表示食品)により、科学的根拠に基づいた機能性を表示できる食品。
- その他のいわゆる「健康食品」とは異なり、一日摂取目安量や摂取上の注意を表示することが義務付けられており、また、有効性や安全性に関する科学的根拠が公表されている等、消費者が自らの健康の維持増進に役立つ食品として選択できる情報が表示されているものとなっている。
- 消費者庁では、これらの制度を活用する事業者に対し、保健機能食品に関する普及・啓発の取組を行うとともに、消費者に対し、それぞれの制度への理解の促進を図っている。

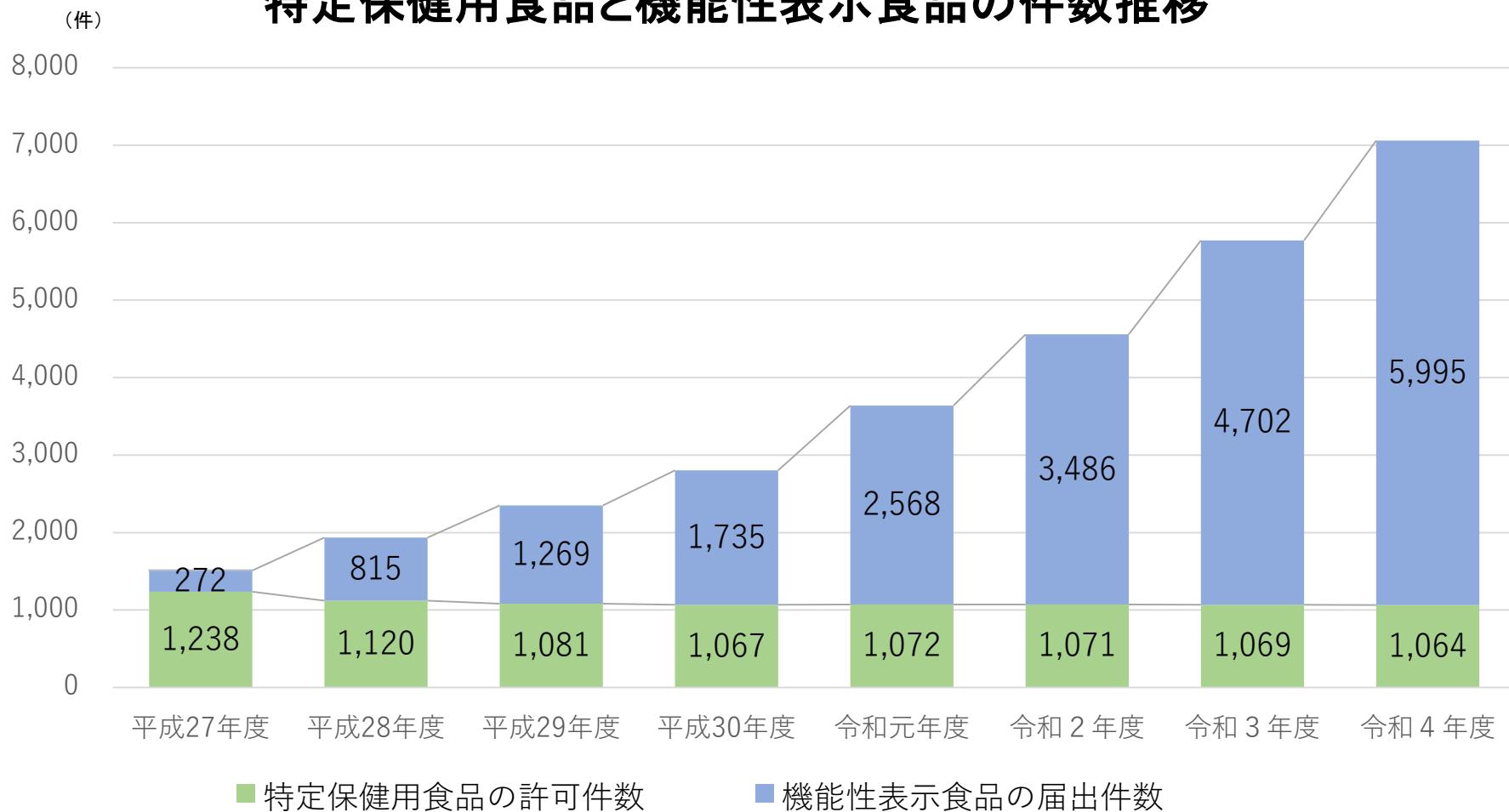
保健機能食品に関する各制度の比較

	特定保健用食品 (個別許可制)	機能性表示食品 (届出制)	栄養機能食品 (自己認証制)
概要	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁長官の許可を得て特定の保健の用途に適する旨が表示された食品 国が有効性と安全性を審査。 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病に罹患していない者が対象 販売60日前までに、科学的根拠に裏打ちされた安全性・機能性に関する資料等を消費者庁長官に届け出ることにより特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨の表示が可能。 安全性・機能性の科学的根拠について国の審査は行われず、その合理性の挙証責任はあくまでも届出者。 (←合理性が認められない場合は、食品表示法・景表法により是正指示・措置命令の対象となり得る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ビタミン、ミネラルといった20の栄養成分について、食品表示法に基づく規格基準で定められた機能の関する定型文 (※) の表示を行う食品 (※) 「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」など
マーク		なし	なし
疾病リスク低減表示	可能	不可	—
消費者委員会への諮詢	許可について個別に諮詢が必要 ※規格基準型、再許可等は諮詢不要。	—	食品表示基準に定められた内容を改正する場合は、諮詢が必要
有効性の科学的根拠	最終製品を用いたヒト試験が必須	最終製品を用いたヒト試験又は文献評価（システムティック・レビュー）	国の栄養目標及び健康政策を所管する厚生労働省と協議した上で規格基準を策定
許可・届出件数 (令和5年10月18日時点)	1,055件	6,789件	—

機能性表示食品（届出の多い機能性関与成分における表示内容の例）

機能性関与成分	表示しようとする機能性の例
GABA	本品にはGABAが含まれます。GABAは血圧が高めの方に適した機能があることが報告されています。本品にはGABAが含まれています。GABAには事務的作業に伴う一時的な精神的ストレスを緩和する機能があることが報告されています。
難消化性デキストリン	本品には難消化性デキストリン（食物繊維）が含まれます。難消化性デキストリン（食物繊維）はお腹の調子を整えることが報告されています。
ルテイン、ゼアキサンチン	本品にはルテイン、ゼアキサンチンが含まれます。ルテイン、ゼアキサンチンは、眼の黄斑色素量を増加、維持する働きがあり、コントラスト感度（色の濃淡を識別し、ぼやけ、かすみを緩和する視機能）、グレア回復（まぶしさから回復する視機能）のサポート、ブルーライトなどの光ストレス、一時的な精神ストレス、眼の疲労感の軽減に役立ち、睡眠の質を高める機能があることが報告されています。
DHA、EPA	本品にはDHA・EPAが含まれています。DHA・EPAには中性脂肪を低下させる機能があることが報告されています。
ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボン	本品には、ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボンが含まれます。ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボンは、日常活動時のエネルギー代謝において脂肪を消費しやすくする作用により、BMIが高め（BMI24以上30未満）の方のおなかの脂肪（内臓脂肪、皮下脂肪）を減らす機能があることが報告されています。
イチョウ葉フラボノイド配糖体、イチョウ葉テルペンラクトン	本品にはイチョウ葉由来フラボノイド配糖体及びイチョウ葉由来テルペンラクトンが含まれます。イチョウ葉由来フラボノイド配糖体及びイチョウ葉由来テルペンラクトンは、健常な中高年者の加齢によって低下する、認知機能の一部である記憶力（日常生活で見聞きした情報を覚え、思い出す力）の精度や判断の正確さを向上することが報告されています。
アスタキサンチン	本品にはアスタキサンチンが含まれます。アスタキサンチンは眼のピント調節機能を助けることと、パソコン作業などによる疲労感を軽減することが報告されています。 また、アスタキサンチンは、肌の潤いを守るのを助ける機能性が報告されています。
イヌリン	本品にはイヌリンが含まれます。イヌリンには食後の血糖値の上昇を抑える機能があることが報告されています。
L-テアニン	本品にはL-テアニンが含まれます。L-テアニンには、夜間の健やかな眠り（起床時の疲労感や眠気の軽減）をサポートする機能があることが報告されています。また L-テアニンには、一過性の作業によるストレスをやわらげる機能があることが報告されています。

特定保健用食品と機能性表示食品の件数推移



※数値は各年度末時点における許可・届出件数(累積数。失効・撤回を除く。)。

機能性表示食品に対する景品表示法に基づく措置命令と食品表示法の対応について

1. 去る令和5年6月30日、消費者庁は、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）に基づき、さくらフォレスト（株）が供給する「きなり匠」及び「きなり極」と称する機能性表示食品に係る表示について、優良誤認（同法第5条第1号）表示として同法に基づく措置命令を発出。
2. 対象2商品については、食品表示法上の要件（科学的根拠に基づき、疾病に罹患していない者に対し、機能性関与成分によって健康の維持・増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を表示する食品）を欠くものとして措置命令発出日（6月30日）に同社から撤回届出が提出された。
3. 今事案を踏まえ、消費者庁としては、**食品表示法を根拠法とする機能性表示食品の制度全体に対する信頼が損なわれるこのないように**、すべての機能性表示食品に関し、既に届出・公表されている科学的根拠の再検証を隨時行うよう、7月3日付で関係団体※1に対して文書で要請。
4. また同日、今回景表法に基づく措置命令の対象となった2商品と同一成分であって、科学的根拠が同一である他の商品88件※2（DHA・EPA:31件、モノグルコシルヘスペリジン:14件、オリーブ由来ヒドロキシチロソール:47件（そのうち、モノグルコシルヘスペリジン、オリーブ由来ヒドロキシチロソール両方を機能性関与成分とするものが4件））に関し、科学的根拠として疑義がある点を文書で指摘。10月12日時点で、88件全てについて撤回届の提出又は撤回の申出を行った。

※1 通知を送付した関係団体

一般社団法人健康食品産業協議会、公益財団法人日本健康・栄養食品協会

公益社団法人日本通信販売協会、特定非営利活動法人日本抗加齢協会

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

※2 確認の対象とした届出は以下の定性的な事項に該当。

(1)措置対象の2商品の届出内容と同一の科学的根拠であること。

(2)措置対象の2商品に表示された機能性関与成分(DHA・EPA)の含有量以下であること。

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年3月30日付け消食表第141号） の改正（令和5年9月29日）の概要

1. システマティックレビューの「PRISMA声明(2020年)」への準拠

- ・システムティックレビュー報告のための国際指針であるPRISMA声明(2009年)がPRISMA声明(2020年)に更新されたことに伴い、機能性表示食品の科学的根拠の一つであるシステムティックレビュー(研究レビュー)の作成をPRISMA声明(2020年)に準拠することを原則とし、そのためのチェックリスト等を改正。

2. 届出内容の責任の所在の明確化（「機能性表示食品の届出資料作成に当たってのチェックリスト」の様式変更）

- ・届出の内容、とりわけ科学的根拠の挙証責任を届出事業者全体で負っていることを確認するため、チェックリストに届出者（法人にあってはその代表者）の代表者の確認欄を追加。

※経過措置

- ①新規届出：令和7年4月1日届出以降、PRISMA声明(2020年)に準拠することとし、届出の際は別紙様式2（新様式・2020準拠版）を用いる。それまでの間はPRISMA声明(2009年)に準拠して届出しても差し支えないが、その場合は、別紙様式2（新様式・2009準拠版）を用いる。
- ②既存届出：隨時、PRISMA声明(2020年)に準拠した研究レビューの変更届出を行う。変更届出の際は別紙様式2（新様式・2020準拠版）を用いる。